

このお仕事で働く方へ

工事（業務）名

は岐阜市が発注した事業（公契約）です。

良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする岐阜市公契約条例が適用されています。

条例には、以下の内容が含まれています

- 事業者は、関係法令等を遵守し、労働者の適正な労働条件、安全衛生その他の労働環境を確保する
- 事業者は、継続的な業務に関する公契約を締結した場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定に配慮するよう努める
- 下請負者等において適正な労働環境が確保されるよう、事業者は労務費等経費の積算の内訳を明らかにし、下請負者と対等な立場による合意に基づいた公正な契約を締結するよう努める
- 事業者等は、下請代金支払遅延等防止法等を遵守して、下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行う

その他条例の内容は岐阜市ホームページ

<http://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/suidou/1003239/1003242/1003293.html>



事業者から提示された労働環境に関する書類を確認し、ご自身の労働環境と相違がある場合や上記条例の内容に違反している場合は申出することができます。

申出先

岐阜市上下水道事業政策課 契約係

所在地：〒500-8701 岐阜市祈年町4丁目1番地

電話：058-259-7510（直通） FAX：058-259-7522

メール：sui-sei@city.gifu.gifu.jp

なお、申出をしたことを理由に、解雇・契約の解除等の不利益な取り扱いをしないよう条例で定めています。